

様式第51の2の2（第38条の2関係）

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項1】

〔備考〕

1 請求の範囲の翻訳文は、次の要領で記載する。

イ 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び請求の範囲の翻訳文全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味でしようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。

ロ 「特許請求の範囲」の請求項に付す番号は、「【請求項1】」、「【請求項2】」のように記載する。

2 その他は、様式第29の2の備考1から6まで、8、10及び15と同様とする。